佐賀県告示第 471 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関か ら廃止の届出があった。

平成 29 年 7 月 4 日

佐賀県知事	ı lı		'n₩	義
作目宏划事	111	11	↑丰	===

名称	所在地	廃止年月日
かわらハートクリ	鳥栖市曽根崎町 2375 番地	平成 29 年 2 月 28 日
ニック		
おおや薬局昭和店	武雄市武雄町昭和 78	<i>II</i>